

身体的拘束最小化および適正化へ向けた取り組み

【身体的拘束最小化に関する指針】

身体的拘束は、患者等の鎮静を目的とした薬物の使用、身体又は衣類に触れる何らかの用具を使用、抑制帯等、生活の自由を制限することであり、患者等の尊厳ある生活を阻むものである。当施設では患者等の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体的拘束を行わないケアの実施に努めます。

【最小化に向けての取り組み】

- 病院長および看護部長が、病院全での取り組みを実施することを表明しています。
- 患者に関わる全ての職員に年2回以上の講習を行います。
- 身体的拘束最小化チームにより、拘束状態や解除に向けての検討状況の把握・定期的な巡回および3か月に1回以上の委員会を開催します。
- 身体的拘束を行わず、安全にケアをするための用具を積極的に導入していきます。
- 病院として身体的拘束を原則行わない方針であること、身体的拘束を行うリスクと行わないリスクについて説明し、患者および家族の意向をお聴きします。

3か月の身体的拘束の実施割合

	R8.2	R8.3	R8.4	3 か月平均
入院料算定日数	4914	5290	5340	5181.33
身体的拘束を実施した日数	274	215	222	237
実施割合	5.6%	4.1%	4.2%	4.6%

令和7年度 身体的拘束の実施割合

	R7.4	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8	R7.9	R7.10	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3	平均
算定日数	5427	5591	5407	5539	5457	5387	5563	5431	5565	5544	4914	5290	5,426.3
身体的拘束を実施した日数	249	228	196	236	224	192	211	249	250	272	274	215	233.0
実施割合	4.6%	4.1%	3.6%	4.3%	4.1%	3.6%	3.8%	4.6%	4.5%	4.9%	5.6%	4.1%	4.3%